

あき地の適正な維持管理をしましょう！

- あき地（土地）の維持管理はできていますか？
所有するあき地に雑草や雑木が伸びていると、下記のような問題が起こる可能性があります。
- ①ゴミの不法投棄の温床になる可能性！
 - ②火災の火元になる危険性！
 - ③害虫や悪臭が発生する可能性！
 - ④犯罪を発生させる誘因に！

あき地の維持管理は所有者の義務です。近隣のみなさんの日常生活に影響がでないように維持管理をお願いします。

町では、あき地に繁茂する雑草を除去して、清潔な生活環境を保持するために、肩掛け式草刈機の貸出を行っています。あき地の除草をする際は、希望者への貸出も行っていきますので、事前に環境課までご連絡ください。

【草刈機の貸出】
対象者 町内のあき地の所有者または管理者
費用 無料(燃料費などの使用に要する費用は自己負担)
期間 3日以内（休日を除く）
貸出場所 環境センター
持ち物 本人確認ができるもの

自身での草刈や樹木剪定が困難な場合は、業者に依頼して有料で行う方法もあります。

あき地の清潔な生活環境保持にご協力をお願いします。

☎ 環境課 環境保全担当 ☎ (38) 0401

7月15日(水)～ 24日(金)
夏の交通事故防止運動実施！

「人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県」
この時期は、児童・生徒の交通事故や、夏の開放感や暑さによる疲労などで交通事故が発生しやすくなります。一人ひとりが交通ルールを守り、ゆとりを持った運転や交通を心がけ、事故のない安心・安全な杉戸町を目指しましょう！

- 【県運動重点】**
- 子どもと高齢者の交通事故防止
 - 二輪車・自転車の交通事故防止
 - 飲酒運転の根絶
- 【町運動重点】**
- 園児・児童・生徒の交通事故防止
- ☎ くらし安全課 交通・防犯担当 内線284



～花いっぱいのもちづくりを目指して～
花の種子・苗・苗木費用を助成します！

地域住民で構成する団体やグループなどが共同して実施する花植え活動に対し、花植えに要する種子・苗・苗木費用の助成を行い、花いっぱいのもちづくりを推進しています。

- 助成対象**
- ①コミ協会員
 - ②町内の10戸以上で構成する地域住民グループ
 - ③町内自治会、婦人会、PTA、子ども会等地域に密接した地域住民団体

助成内容 広場、公園、運動場、児童遊園、集会所等のコミュニティ施設（学校は除く）やその周辺、または商店街、街路等の公共の場所への植栽に必要な種子、苗、苗木代（役務費、用具、用土、肥料等は対象外）
※植栽場所は、管理者の承諾を得ることが必要です。

助成金額
助成金 1事業者あたり年2回まで助成。
2回目の助成については、予算の範囲内において額を決定し、助成。
限度額 コミ協会員：3万円、その他団体：2万円
※1,000円未満は切り捨て

申請方法 役場住民協働課または町ホームページから取得した所定の申請書を事務局まで提出。

☎ 杉戸町コミュニティづくり推進協議会事務局（住民協働課内）内線283

建築物のアスベスト対策に関する
補助制度をご活用ください

県では、民間建築物のアスベスト対策として、アスベスト含有のおそれのある吹付け材の含有調査及び吹付けアスベストの除去等工事に対する費用の補助をしています。

☎ 県建築安全課 ☎048（830）5525

農地転用・埋め立て等の計画がある方へ

○農地を転用するとき
農地の転用とは、田や畑などの農地を、宅地等の農地以外の目的に使用することを言います。また、下記区域によって申請内容が異なります。

①市街化調整区域の農地転用は、農地法の許可が必要です。

②市街化区域の農地転用は、農地法の届出が必要です。※許可を受けないで無断で転用することや、許可の内容と異なる目的に転用した場合には、厳しい罰則が定められております。

○農地の埋め立て（農地改良）をするとき
農地の埋め立て（農地改良）には、農地法の許可が必要となります。ただし、埋め立て面積が、1,000㎡未満かつ工事期間が1か月以内の場合は、農地法の届出が必要となります。

詳細は、事前に農業委員会事務局までご相談、お問合せください。

☎ 農業委員会事務局 内線324

水道メーターの取替について

皆様のご家庭等に設置している水道メーターは、水量の正確性を確保するため、計量法施行令に基づき定期的に交換することになっています。

今年度対象となるご家庭・事業所には、事前に杉戸管工事業協同組合・杉戸町水道指定給水装置工事事業者（身分証明書携行）が確認に伺い、「水道メーター取替作業のお知らせ」をご案内いたします。

●取替期間（土・日・祝日を除く）

8月検針分（偶数月検針）	8月中旬～ 9月中旬
9月検針分（奇数月検針）	9月下旬～ 10月下旬

簡易的な作業ですので、お客様の立ち会いは不要ですが、留守の場合には敷地内に入り取替作業を行うこととなりますので、ご了承ください。

また、取替作業の際に支障にならないよう水道メーターや止水栓付近に犬等をつないだり、物を置いたりしないようご協力をお願いします。

☎ 上下水道課 水道担当 ☎ (37) 1232

杉戸町下水道排水設備工事指定店

次の事業所を追加指定しました。

店名 株式会社 市上建設
所在 春日部市一ノ割三丁目15番46号
☎048（733）3855

指定期間 令和2年5月8日～令和6年3月31日まで
☎ 上下水道課 下水道担当 ☎ (37) 1232

多数の人が利用する建築物の耐震診断・耐震改修に関する補助制度をご活用ください

県では昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された建築物のうち、診療所や店舗、福祉施設などの多数の人が利用する建物で一定規模以上の建築物に対して、耐震診断、耐震補強設計及び耐震改修工事の費用の一部を補助しています。

☎ 県建築安全課 ☎048（830）5527

町営住宅の入居登録

町営住宅へ入居を希望する方の登録申請を受け付けします。

用紙配布期間 7月1日(水)～ 8月31日(月)
※土・日・祝日は総合案内のみ配布
登録受付期間 8月11日(火)～ 31日(月)
※土・日を除く

団地名	住 所	住宅構造	形式	家 賃
三本木	清地3-19	4階建 鉄筋 コンクリート造	2DK	20,100円～ 40,000円
			3DK	23,700円～ 47,200円
下高野	下高野247	3階建 鉄筋 コンクリート造	3DK	18,700円～ 36,800円

※家賃は、世帯全員の所得合計により計算し決定します。
※空家発生時に登録順に従い、入居となります。

申告資格

- ・町内に住所または、勤務地があること。
- ・町民税を滞納していないこと。
- ・現に同居、または同居しようとする親族(婚約者を含む)がいること。(ただし、高齢者等の条件に該当する方は単身者での登録も可能)
- ・住宅に困窮していることが明らかであること。
- ・入居を予定している世帯全員の収入の総額が収入基準の範囲内であること。
- ・暴力団員ではないこと。

※父子及び母子世帯、多子世帯、高齢者世帯等は優先的に登録します。

詳しくは、申告用紙と同時に配布する「入居者募集のしおり」をご覧ください。

☎ 配布・受付・☎ 建築課 営繕担当 内線344

狂犬病予防注射の手続きのご案内

犬の飼い主には、飼い犬に毎年1回狂犬病予防注射を受けさせることが狂犬病予防法により義務づけられています。※狂犬病予防法では、6月30日(火)までの予防接種が義務づけられていますが、今年度においては7月以降の接種が認められています。

今年度の手続きがお済みでない犬の飼い主の方は、下記の手続きをお願いします。

①動物病院等で狂犬病予防注射を受けてください
事前に受診する動物病院に連絡のうえ、町から3月に通知した「予防注射のお知らせ」ハガキと注射費用をご持参ください。注射費用、診療時間、休診日などについては各医院に直接お問合せください。窓口の混雑緩和のため、必ず事前連絡をお願いします。

②「狂犬病予防注射済票」の交付を受けてください
注射後に発行される注射証明書と「予防注射のお知らせ」ハガキ、注射済票交付代金550円をご持参のうえ、杉戸町環境課窓口（杉戸町環境センター内）までお手続きをお願いします。（平日：8時30分～ 17時15分）
※一部の動物病院においては注射済票の手続きを行うことができます。

☎ 環境課 環境保全担当 ☎ (38) 0401

杉戸町佛教会様から寄付をいただきました

新型コロナウイルス感染症対策として町民の安心・安全のため活かしてほしいとのご意向から、10万円の寄付をいただきました。ありがとうございました。

☎ 財産管理課 財産管理担当 内線273



いつでもどこでも「広報すぎと」を
閲覧可能！スマホ用アプリ「マチイロ」



「声の広報すぎと」CD無償貸出中！
問合せ 秘書広報課 広報広聴担当

内線 286